

藤沢市産後ケア施設整備費補助金交付要綱

制定 令和4年10月1日

(趣旨)

第1条 市長は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2第1項に規定する産後ケア事業を実施するための施設の新設等に要する費用の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産後ケア施設 母子保健法第17条の2第1項に規定する産後ケア事業（以下単に「産後ケア事業」という。）を実施する施設をいう。
- (2) 新設等 施設を新築すること又は既存物件を改修して、新たに産後ケア事業を行えるよう整備することをいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たすものとし、市民のニーズ等によりその必要があると市長が認めたものとする。

- (1) 新設等を行う施設の所在地が市内であること。
- (2) 補助金交付の日の属する年度の翌年度から3年間は、藤沢市産後ケア事業実施要綱第4条第2項に掲げるサービスの種別のうち「宿泊型（ショートステイ）」若しくは「通所型（デイサービス）」又はその両方を市から受託して実施することができること。
- (3) 補助金交付の日の属する年度の翌々年度当初までの間に、産後5カ月以上の母子を受け入れる産後ケア事業を実施できること。
- (4) 市税の滞納がないものが事業を実施すること。

(暴力団排除)

第4条 藤沢市暴力団排除条例（平成23年藤沢市条例第18号）第8条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 代表者又は役員のうちに前号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(補助の対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、第2条第2号に規定する新設等に要する経費であつて、国の母子保健衛生費国庫補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）の産後ケア施設改修費等支援事業において対象となるものとする。ただし、次の各号に掲げる費用については、補助の対象とならない。

- (1) 産後ケア事業以外の用途と共用する施設、設備
- (2) 土地の買収又は整地に要する費用

(補助額の算出方法等)

第6条 補助金の額は、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額又は900,000円のどちらか低い額とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助事業の実施届)

第7条 補助を受けようとする者は、原則として補助事業に着手する前に、藤沢市産後ケア施設整備事業実施届に、次に掲げる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 周辺案内図
- (2) 事業予定表又はこれに代わる書類
- (3) 当初収支予算書又はこれに代わる書類
- (4) 病院、診療所又は助産所における産後ケア事業との共用に係る事業計画
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、特別な事情があると市長が認めた者については、市長が別に定める期日までに当該書類を提出するものとする。

(補助金交付の申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、藤沢市産後ケア施設整備費補助金交付申請書兼請求書兼完了届に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (2) 病院、診療所、又は助産所の開設に係る許可書又は開設届等の写し
- (3) 病院、診療所又は助産所における産後ケア事業との共用に係る事業計画
- (4) 平面図
- (5) 現況写真
- (6) 収支決算書又はそれに代わる書類
- (7) 領収書及び内訳書（金額のわかる挙証資料）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

- 2 市長が必要と認める場合は、完了した補助事業について、実地に調査を行うことができる。

(補助金交付の決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金交付の申請等があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市産後ケア施設整備費補助金交付（不交付）決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定をする場合において、次の各号に掲げる指示又は条件を付けるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、藤沢市産後ケア施設整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならないこと。なお、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならないこと。
- (8) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定

の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。

- 3 市長は、前条第1項の規定による申請等を受け、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助事業者に対して、速やかに補助金を交付するものとする。
- 4 補助金の交付は、補助事業者が指定する金融機関の本人名義の預貯金口座に振り込む方法により行う。

（財産処分の制限）

第10条 当該補助金により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間及び同財産の承認基準については、適化法及び同法施行令の規定並びにこども家庭庁が定める承認基準を準用する。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助事業者又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）この要綱の規定に違反したとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、交付することが適当でないと市長が認めるとき。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市産後ケア施設整備費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年9月1日から施行する。
- 2 市長は、令和11年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。